

北海道ニ於ケル衆議院議員ノ選舉ニ
必要ナル大正九年ニ於テ調製スル選
舉人名簿ニ關スル特例ノ件

右謹テ上奏シ恭ヒク

聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ付セ
ラレムコトヲ請フ

大正九年二月二十八日

内閣總理大臣原敬



勅令第 號

衆議院議員選舉法第百十條ノ規定ニ依
リ北海道廳根室支廳管内國後郡紗那郡
振別郡擇捉郡及藥取郡ニ於テ大正九年
ニ於テ初テ調製スル衆議院議員選舉人
名簿ニ關シ左ノ特例ヲ設ク
北海道廳支廳長選舉人名簿縦覧期間内
ニ名簿ノ送付ヲ受ケタルトキハ殘期間
之ヲ縦覧ニ供スヘシ縦覧期間内ニ名簿
ノ送付ヲ受ケサルトキハ之ヲ縦覧ニ供

スルコトヲ要セ又

北海道衆議院議員選舉特例第四條ノ期
間ヲ十五日内トス

投票管理者ニ於テ北海道衆議院議員選
舉特例第十一條ノ規定ニ依ル報告ヲ爲
ストキハ併セテ選舉人名簿ニ記載セラ
レタル者ノ數ヲ報告スヘシ

附則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

官房調査秘第八號

別紙皇族ノ降下ニ關スル内規ノ件樞密
顧問ニ諮詢可被為在旨
御沙汰候條及御回付候也

大正九年三月三日

宮内大臣子爵波多野敬直



樞密院議長公爵山縣有朋殿